

清水港プレジャーボート係留施設使用許可取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号。以下「条例」という。）及び静岡県港湾管理規則（昭和36年静岡県規則第56号。以下「規則」という。）により静岡県（以下「県」という。）が管理するプレジャーボート係留施設の使用許可の取扱いその他必要な事項について、清水港プレジャーボート係留施設使用規程第13条の規定に基づき、細目を定める。

(申請者)

第2条 プレジャーボートの所有者(法人を含む。以下「所有者等」という。)は、条例及び規則に基づく使用許可申請の申請者となる。

- 2 プレジャーボートを共同所有する所有者等は、その代表者を選任し「代表者選任届」（様式第1号）を提出しなければならない。

(使用許可の様式等)

第3条 県は、規則第14条の5第1項の規定に基づき、プレジャーボート係留施設の使用許可申請があった場合において、条例第4条第1項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）をすることが適当であると判断した場合は、「プレジャーボート係留施設の使用許可について」（様式第2号）により許可する。

- 2 前項の許可（清水マリナーパークヨット係留場に係留する船舶にかかるものを除く。）に当たっては、プレジャーボート係留許可ステッカー(以下「SSステッカー」という。)を併せて交付する。

(使用許可の期間)

第4条 使用許可の期間は、原則として、暦月の初日に始まり、末日に終わるものとする。

(係留場所の変更に伴う手続)

第5条 所有者等は、使用許可を受けている船舶の係留場所の変更を希望するときは、「プレジャーボート係留施設 係留場所変更許可申請書」（様式第3-1号）により申請しなければならない。

- 2 県は、前項の規定により申請があった場合において、変更を許可することが適当であると判断した場合は、「プレジャーボート係留施設 係留場所変更許可書」（様式第3-2号）により許可する。

(係留船舶等の変更に伴う手続)

第6条 所有者等は、使用許可を受けている場合であって、当該施設に係留している船舶を変更しようとするときは、「プレジャーボート係留施設 係留船舶変更許可申請書」（様式第4-1号）により申請しなければならない。このとき、所有者等は、「誓約書」（様式第4-2号）を併せて提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により申請があった場合において、変更を許可することが適当であると判断した場合は、「プレジャーボート係留施設 係留船舶変更許可書」（様式第4-3号）により許可する。

(所有者等の住所等の変更に伴う手続)

第7条 所有者等は、県に届け出ている次の項目に変更があったときは、「プレジャーボート所有者等届出事項変更届出書」(様式第5号)により届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所
- (2) 自宅電話番号、ファクシミリの番号又は携帯電話番号
- (3) 勤務先の名称、所在地又は電話番号
- (4) 小型船舶免許の種類、免許番号又は有効期限
- (5) プレジャーボートの船名

(SSステッカーの再交付の手続)

第8条 所有者等(清水マリンパークヨット係留場に係留する船舶にかかるものを除く)は、SSステッカーが劣化又は破損により番号が視認できなくなるなど、その再交付を受ける必要があるときは、所有者等は、「プレジャーボート係留許可ステッカー再交付申請書」(様式第6号)により、申請するものとする。

- 2 県は、前項の申請があった場合において、SSステッカーを再交付することが適当であると判断した場合は、これを再交付する。

(使用許可関係書類の交付の手続)

第9条 県は、使用許可書は再発行しない。

- 2 所有者等は、前項の使用許可書を紛失等した場合であって、使用許可を受けていることの証明が必要な場合は、「プレジャーボート係留許可証明書交付申請書」(様式第7-1号)により、申請するものとする。
- 3 県は、前項の規定により申請があった場合は、「プレジャーボート係留許可証明書」(様式第7-2号)により証明書を交付する。

(係留の終了手続)

第10条 所有者等は、使用許可を受けているプレジャーボート係留施設の使用を、当該許可期間の途中において終了しようとするときは、当該施設の使用を終了しようとする日の前に、「プレジャーボート係留施設使用終了届出書」(様式第8号)により、県に届け出るものとする。当該使用許可の期間満了をもって次の期間以降の許可申請を行わない(譲渡による場合を含む)こととしたときも同様とする。

- 2 前項前段の場合の許可期間の終了日は、第4条の規定を準用する。
- 3 所有者等は、第1項の届出に当たり、当該船舶からSSステッカーを剥がして、これを前項の届出書に添えて提出しなければならない。ただし、SSステッカーが剥がれない等の特段の理由がある場合は、この限りではない。

(定めのない事項)

第11条 この要領に定めのない事項は、清水港管理局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。